

小学校で活用する 情報モラル教育推進モデル

企画モデル

- ・ 職員研修
- ・ 情報モラル週間

指導モデル

- ・ 指導計画
- ・ 自作教材

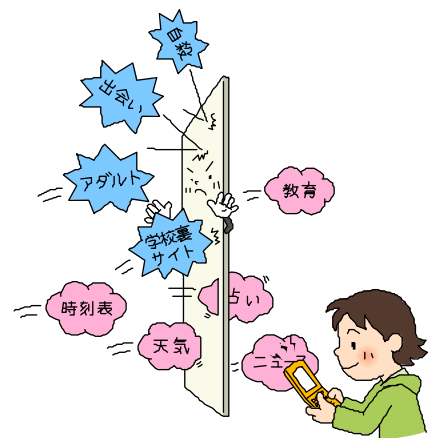
家庭との連携モデル

- ・ 情報モラル通信
- ・ 学校のWebサイト
- ・ 一斉メール送信システム

情報教育全体計画 (参考)

本モデルの一部を紹介しています。

茨城県の教職員の方は、教育情報ネットワークの教材データベースから、全モデルをダウンロードすることができます。



平成26年度 水海道小学校 情報教育全体計画

日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領
県・市の指導の重点

学校教育目標
心やさしく
たくましく
夢に向かって
自ら学ぼう

児童の実態
・多様な機器でのインターネット利用
・SNS等のサービスの利用
保護者の願い
・児童の安全なインターネット利用

組織目標
・安全で安心した気持ちで明るく楽しい学校生活を送ることができる。
・自分の考えをくわしく書いたり、わかりやすく発表したりすることができる。
・よりよい人間関係を築いたり、自立的に問題を解決したりすることができる。

情報教育の目標
・課題や目的に応じてインターネットやテレビ、図書などのメディアを適切に活用し、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造したり、受け手の状況などを踏まえて情報を効果的に発信・伝達・交流したりできる能力を育成する。
【情報活用の実践力】
・いろいろなメディアの特性を理解し、情報を正しく判断して適切に扱うことができる。
【情報の科学的理解】
・社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルや情報に対する責任について知り、考え、情報社会の創造に参画しようとする態度を育成する。
【情報社会に参画する態度】

学年別重点目標		
低学年	中学年	高学年
<ul style="list-style-type: none"> コンピュータや図書などを活用し、必要な情報を進んで調べたり、紙面やお絵かきソフトを使って表現したりできる。 コンピュータやデジタルカメラなどの情報機器に慣れ親しみ、生活や学習の道具として使うことができる。 身の回りの情報には間違った情報やその情報があること、電話番号などの個人情報が悪用される危険性があることを知り、自分や他人の個人情報を大切にできる。 	<ul style="list-style-type: none"> インターネットや図書などを活用し、必要な情報を進んで調べたり、ワープロソフトやプレゼンテーションソフトを使って表現したり、交流したりできる。 コンピュータやデジタルカメラ、インターネットを学習の道具として使い、それによって得られる情報を適切に利用することができる。 インターネットの利用に潜む危険を理解するとともに、個人情報の保護や著作権の尊重への配慮が必要であることを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な情報手段を活用し、必要な情報を進んで調べたり、目的に応じて、様々な基本ソフトや周辺機器を用いて適切に表現できる。 情報機器の特性を理解し、学習の道具として効果的に使い、それによって得られる情報を適切に理解・活用することができる。 ネット社会の理解を深めるとともに、人権や著作権などの尊重が重要であることを理解し、適切な情報モラルを身に付ける。

各教科等の指導と情報教育	
国語	表現活動や理解活動の中で、言語情報を処理・創造し、よりよくコミュニケーションする能力を身に付ける。
社会	課題解決に必要な情報を資料として活用し、まとめたことを発信・伝達する能力を身に付ける。
算数	数量や図形の学習の中でメディアの積極的な活用を図るとともに、数理的処理のよさを味わう。
理科	観察・実験データの収集・処理や、シミュレーションを活用した理解等を通じ、問題解決能力を身に付ける。
生活	創作活動や表現活動を通して、多様なメディアに触れ、慣れ、親しむ。
音楽	表現や鑑賞の活動を通してメディアを活用し、その特性を生かして豊かな表現力や感性を身に付ける。
図工	自分の思いや発想を生かすためメディアを活用し、豊かに表現できる能力を身に付ける。
家庭	生活の中の情報やメディアに対する関心を高め、よりよい家庭生活を送る実践的な態度を身に付ける。
体育	自分の運動能力等の情報を学習に生かしたり、メディアを活用し運動の特性や保健の知識を得たりする。
道徳	多様なメディアを通して資料に触れ、情報に対する責任を自覚し、主体的に関わる道徳的実践力を身に付ける。
特別活動	学級活動において、メディアを活用し、情報の収集・表現や発信を行い、学級生活の向上を図る。
外国語活動	英語を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身に付ける。
総合的な学習	<ul style="list-style-type: none"> 課題解決学習を行う中で、情報手段を主体的に選択し、必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手を考えて発信・伝達する能力を身に付ける。 課題解決のため情報を扱う中で、情報や情報手段の特性を知ったり、情報モラルについて学んだりする。

学習環境	
コンピュータ室	コンピュータ等機器の整備・管理
各教室	電子黒板、デジタル教科書等の整備・管理
備品	デジタルカメラ、書画カメラ、デジタルビデオカメラの整備

情報モラル教育推進モデル	
企画モデル	職員研修 情報モラル週間
指導モデル	指導計画 Web教材・自作教材
家庭との連携モデル	情報モラル通信、アンケートシステム、学校Webサイト

学校Webサイトの運営・管理

企画モデル

【職員研修】

- 職員研修年間計画
- 職員研修の内容①～⑦，情報モラル週間用
- プレゼンテーション① ② ③ （職員研修①③⑤用）
- 情報モラル研修会⑦の資料
- 情報モラル指導チェックシート

【情報モラル週間】

- 情報モラル週間の内容について
- 放送原稿
- 情報モラル標語について
- 授業実施予定表

情報モラル研修会 年間計画

月	職員研修	準備
4月	職員研修① <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育について ・新しい機器やサービスの特性について(概要) ・児童, 保護者の実態 (アンケートから) ・家庭との連携について ・指導教材について 	保護者アンケート結果 (一斉メール送信システムを利用) 児童アンケート 情報モラルチェックシート プレゼンテーション①
5月	職員研修② <ul style="list-style-type: none"> ・新しい機器やサービスの特性について (具体的な内容) 	学校のWebサイトを利用 (フィルタリング, 無線LANの危険性, コミュニティサイトの危険性, ネット依存の危険, 写真の位置情報)
6月	職員研修③ <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル指導事例について ・低学年の指導について ・指導計画について ・指導教材について 	指導計画・Web教材リスト プレゼンテーション②
7月	情報モラル週間について	
9月	職員研修④ <ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケート (夏休み後の児童のスマートフォン等所有率や利用状況について) ・新しい機器やサービスの特性について (具体的な内容) 	学校のWebサイトを利用 (チェーンメールやバトン, SNSによるトラブル, 不正アクセス, 個人情報流出につながる行為) 保護者アンケート結果 (一斉メール送信システムを利用)
10月	職員研修⑤ <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上のリスクについて ・トラブルの事例と対応について ・インターネットの特性について ・知っておくべき関連法規について 	プレゼンテーション③ 文科省, 総務省等からの資料
11月	職員研修⑥ <ul style="list-style-type: none"> ・新しい機器やサービスの特性について (具体的な内容) 	学校のWebサイトを利用 (違法なダウンロード, いたずらによる書き込み, 不正請求や架空請求, 危険なアプリ, ウィルスについて)
12月		
1月	情報モラル週間について	
2月		
3月	職員研修⑦ <ul style="list-style-type: none"> ・児童, 保護者の実態 ・指導した内容の確認 ・保護者からの相談等について ・今後必要と考えられる情報モラルの指導内容について 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導計画 ・保護者アンケート (一斉メール送信システムを利用) ・情報モラル研修会⑦資料

研修のねらい

- ・ 情報社会の進展に伴い必要な情報モラル教育について知る。
- ・ 指導のイメージを持つ。

準備物

プレゼンテーション①

TVまたはプロジェクタ

情報モラル指導チェックシート

アンケート結果

研修の内容

1 情報モラル教育の全体的なことについて

- ・ 情報モラル教育の内容

2 新しい機器やサービスの特性について

- ・ 児童のインターネット利用の変化
- ・ それに伴って、必要な情報モラルの指導内容

3 本校児童の実態について

- ・ アンケート調査の結果

※アンケートがない場合

警察庁…「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果」

<http://www.npa.go.jp/>

茨城県…平成25年度携帯電話・インターネット利用に関する実態調査

<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/koukou/shido/tyousa/index.html>

4 保護者の実態について

- ・ 保護者の実態

※事前に保護者アンケートを実施…一斉メール送信システムのアンケート機能

5 家庭との連携について

- ・ フィルタリング
 - ・ ルールづくり
- } 必要なわけについて

4 指導教材について

- ・ 自作教材について

研修のねらい

- ・ 情報モラル週間の取組について理解する。

準備物

[情報モラル週間の予定表](#)

[標語の用紙](#)

[Web教材リスト](#) (指導モデル)

研修の内容

1 情報モラル週間について

- ・ 1 単位時間を使った授業
- ・ 朝の会や帰りの会での指導
- ・ 教室内へのポスター掲示による啓発
- ・ 情報モラル通信の配付
- ・ 昼の放送による啓発 (放送委員会)
- ・ 標語
- ・ 講演会

2 Web教材について

- ・ [Web教材リスト](#)から選択

3 朝の会・帰りの会での指導について

- ・ [自作教材の活用](#)

4 校内放送

- ・ [放送原稿あり…クイズ形式](#)

5 情報モラル標語

- ・ 情報モラル・セキュリティの大切さが伝わる標語を募集・インターネットを安全に使うための注意点や、メール・SNSでのコミュニケーションのトラブルを防ぐ工夫などを「標語」で表現する。
- ・ 標語用紙

※独立行政法人情報処理推進機構主催のコンクールへの応募
<http://www.ipa.go.jp/security/event/hyogo/2014/index.html>

6 情報モラルに関する講演会

- ・ 一般社団法人 情報教育研究所 JKK
<http://www.jkk-org.or.jp/moral/lecture/request/>
- ・ e ネットキャラバン
<https://www.e-netcaravan.jp/>
- ・ スマホ・ケータイ安全教室 (NTT docomo)
<https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/csr/social/educational/safety/>

情報モラル研修①

情報モラルの内容

心を磨く領域(日常モラルの側面)

情報社会の倫理

法の理解と遵守

公共的なネットワーク社会の構築

安全への知恵

情報セキュリティ

知恵を磨く領域(情報安全の側面)

(参考 文部科学省 『情報モラル指導者研修ハンドブック』)

児童のインターネット利用の変化

- ・自分専用のスマートフォン, タブレット
- ・携帯型ゲーム機でのインターネット利用
- ・SNSの利用(LINE, Twitter, Facebook...等)
- ・コミュニティーサイトの利用

児童の新しい機器やサービスの利用
に対応した情報モラルの指導

新しい機器やサービスの特性

機器

- ・スマートフォン≒パソコン
→高性能, さまざまなサービスが利用可
- ・無線LAN(Wi-Fi)でインターネットに接続
→従来の(携帯電話回線の)フィルタリングが無意味
※無線LANに対応したフィルタリングがあります
→携帯型ゲーム機でのインターネット利用
- ・撮影した写真に位置情報
→位置情報が悪用される可能性 など

新しい機器やサービスの特性

サービス

- ・夢中になりやめられなくなるサービスがある
→友達とのランキングが表示される
→参加型のオンラインゲーム など
- ・サービスの提供側からさまざまな勧誘がある
→有料のアイテム, 有料の機能など
- ・無料であることをうたって利用を勧誘してくる
→不正請求・架空請求の危険
- ・SNS
→コミュニケーションの変化

など

児童の実態

【警察庁の調査】

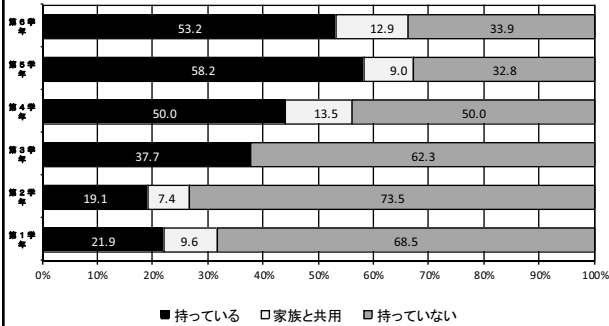
平成25年度中においてコミュニティーサイトに起因して犯罪被害に遭った児童は, 前年度と比較して約20%増加している。

【茨城県教育委員会の調査】

第5・6学年における75%の児童がインターネットを利用している。

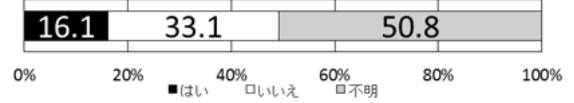
児童の実態

携帯電話やスマートフォンを持っている

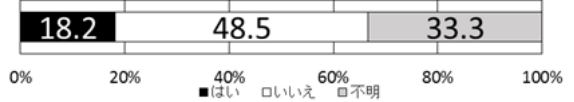


保護者の実態

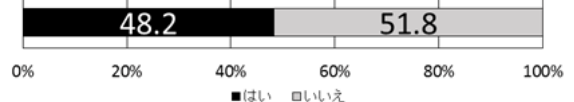
子どもが使うパソコンにフィルタリングをしている



子どもの携帯電話等にフィルタリングをしている



子どもがインターネットを使うときのルールを決めている



家庭との連携

- 児童のインターネット利用は「家庭で」がほとんど
- フィルタリングやルールづくりは保護者にしかできない



- 学校での情報モラル教育の内容を説明
- 児童のインターネット利用に関わる実態
- 児童に起こりうるトラブルの事例と対応策
- 家庭におけるルールづくりのポイント

家庭での指導に役立つ情報を提供する

Web上にある教材例

情報化社会の新たな問題を考えるための教材 (文部科学省)

【映像】

https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbAOd2f4u_Mx-8Cn13GywDI

【指導の手引】

http://www.koukou.hokkaido-c.ed.jp/jouhoukyouza/tebiki_color.pdf

ネット社会の歩き方 (一般財団法人 コンピュータ教育推進センター)

<http://www.cec.or.jp/net-walk/>

情報モラル研修教材 (独立行政法人 教員研修センター)

<http://www.nctd.go.jp/2005/taiken/mokuteki/index.htm>

この他にもたくさんあります

自作教材

- 指導計画
- 短時間(授業中の学習活動, 朝の会・帰りの会)で指導するための教材

他人のものを扱うときには

※本人は、授業時間中に学習活動を行うこと。授業中にスマートフォンや携帯電話を使用することはできません。また、授業中にスマートフォンや携帯電話を使用していることが確認された場合は、授業中にスマートフォンや携帯電話を没収し、授業終了後に保護者に引き渡すこととなります。

※本人は、授業時間中に学習活動を行うこと。授業中にスマートフォンや携帯電話を使用することはできません。また、授業中にスマートフォンや携帯電話を使用していることが確認された場合は、授業中にスマートフォンや携帯電話を没収し、授業終了後に保護者に引き渡すこととなります。

※本人は、授業時間中に学習活動を行うこと。授業中にスマートフォンや携帯電話を使用することはできません。また、授業中にスマートフォンや携帯電話を使用していることが確認された場合は、授業中にスマートフォンや携帯電話を没収し、授業終了後に保護者に引き渡すこととなります。

児童用配付物

※他人のものを扱うときには

※本人は、授業時間中に学習活動を行うこと。授業中にスマートフォンや携帯電話を使用することはできません。また、授業中にスマートフォンや携帯電話を使用していることが確認された場合は、授業中にスマートフォンや携帯電話を没収し、授業終了後に保護者に引き渡すこととなります。

※本人は、授業時間中に学習活動を行うこと。授業中にスマートフォンや携帯電話を使用することはできません。また、授業中にスマートフォンや携帯電話を使用していることが確認された場合は、授業中にスマートフォンや携帯電話を没収し、授業終了後に保護者に引き渡すこととなります。

※本人は、授業時間中に学習活動を行うこと。授業中にスマートフォンや携帯電話を使用することはできません。また、授業中にスマートフォンや携帯電話を使用していることが確認された場合は、授業中にスマートフォンや携帯電話を没収し、授業終了後に保護者に引き渡すこととなります。

教師用指導資料

先生方へ

情報教育部

情報モラル週間について（案）

1 目的

- ・情報モラルを身に付けさせるための集中的な取組を行うことで、教師と児童、保護者の情報モラルに対する意識を高める。

2 期 日

平成27年1月19日（月）～平成27年1月23日（金）

3 内 容

（1）職員研修 … 情報教育部員が実施

内 容	
・情報モラルの校内での指導事例紹介	・情報モラルの指導場面について
・低学年の指導について	・指導計画と教材について
・指導に使えるWebサイトの紹介	

（2）全学級で、情報モラルに関する授業の実施

内 容	準 備
・低学年：インターネットの約束	・授業の内容、教材は情報教育部員と相談してください。
・中学年：自分や他人の情報を大切に	
・高学年：SNS等のトラブル	

（3）朝の会、帰りの会で情報モラルのミニ指導

内 容	準 備
・担任が朝の会、帰りの会で指導を実施	・自作教材（情報担当教員）

（4）昼の放送で情報モラルに関する内容の放送

内 容	準 備
・放送委員が昼の放送で話をする。	・放送原稿（放送委員会）

（5）ポスターの校内掲示

内 容	準 備
・情報モラルの啓発ポスターを校内に掲示する。	・Web上から掲示可能なものを探して印刷（環境整備委員会）

（6）情報モラル通信

内 容	準 備
・情報モラル週間の取組を連絡し、保護者への啓発を図る。	・情報モラル通信特別号（情報担当教員）

実施を検討したい取組

- 外部講師による、情報モラルに関する講演会
- 全校児童による情報モラル標語の作成
- ノーインターネットデーの企画

指導モデル

【指導計画】

- 情報教育全体計画
- 情報モラル指導全体計画
- 学年別指導計画

【Web教材リスト】

- 授業に役立つサイト
- トラブルの対応に役立つサイト

【自作教材（短時間で活用できる教材）】

新しい情報機器やサービスの特性に関する内容

- A 違法なダウンロード
- B フィルタリング
- C 無線LANの危険性
- D いたずらによる書き込み
- E SNSによるトラブル
- F コミュニティサイトの危険性
- G 不正請求や架空請求
- H チェーンメールやバトン
- I ネット依存の危険
- J 写真の位置情報
- K 個人情報流出につながる行為
- L 危険なアプリ
- M 不正アクセス
- N コンピュータウィルス

上記以外の情報モラルの指導内容

- 1 人のものは大切に（低学年）
- 2 インターネットは大人と使う（低学年）
- 3 個人情報の取り扱い（全学年）
- 4 他人のものを扱うときは（全学年）
- 5 相手の状況を考えて（中・高学年）
- 6 インターネットの情報は鵜呑みにしない
（中・高学年）
- 7 著作権（中学年）

【情報モラル指導全体計画】

		目 標		
		低学年	中学年	高学年
心を磨く領域	情報の倫理社会	約束や決まりを守る 1 人の作ったものを大切にすることをもち	相手への影響を考えて行動する 4 自分の情報や他人の情報を大切にすること	他人や社会への影響を考えて行動する 7 情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する
	法の理解と遵守	生活の中でのルールやマナーを知る	5 情報の発信や情報をやりとりする場合のルールやマナーを知り、守る	5 何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない 「ルールや決まりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する 契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない
	公共的なネットワークの構築		協力し合ってネットワークを使う	ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う
知恵を磨く領域	安全への配慮	2 大人と一緒に使い、危険に近づかない	危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	予測される危険の内容がわかり、避ける
		不適切な情報に出合わない環境で利用する	不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	不適切な情報であるものを認識し、対応できる
		3 知らない人に連絡先を教えない	6 情報には誤ったものもあることに気付く	6 情報の正確さを判断する方法を知る
		決められた利用の時間や約束を守る	個人の情報は、他人にもらさない	自他の個人情報を、第三者にもらさない
			健康のために利用時間を決め守る	健康を害するような行動を自制する
				人の安全を脅かす行為を行わない
情報セキュリティ	数字は自作教材ファイル（一太郎形式）へのリンク	認証の重要性を理解し、正しく利用できる	不正使用や不正アクセスされないように利用できる 情報の破壊や流出を守る方法を知る	

自作教材ファイル（一太郎形式）へのリンク

知恵を磨く領域に追加する内容	A	インターネットで音楽やゲームなどを利用するときは、注意が必要なことを知る	ダウンロードには、違法なものや危険なものがあることを知る	安全なダウンロードについて知り、適切に対応できる
	B	フィルタリングの良さを知る	フィルタリングは自分を守るためにあることを理解する	いろいろな機器のフィルタリングについて知る
	C	場所によって危険なことがあることを知る	無線LANの危険性を知る	安全な無線LANの利用方法を知る
	D	インターネットはたくさんの人が見ていることを知る	いたずらでも、大きな事件になることを知る	インターネットの特徴を知り、情報発信の責任を理解する
	E	メールでも相手のことをよく考える	SNSでのいじめについて知る	SNSの特徴を知り、いじめにつながる可能性を知る
	F	知らない人からの誘いの危険性を知る	コミュニティサイトからの誘引について知る	インターネット上からの誘引について知り、対応できる
	G	無料でも、注意が必要なことを知る	不正請求などがあることを知り、注意できる	不正請求などに対して、適切に対応できる
	H	知らない人からのメールは、大人に知らせる	チェーンメールはまわさないようにする	チェーンメールやバトンの特徴を理解し、適切に対応できる
	I	ゲームなどをやり過ぎないようにする	オンラインゲームの特徴を知る	オンラインゲームの特徴を知り、利用する際に注意できる
	J	写真には大切な情報があることを知る	写真に位置情報があることを知る	情報を公開する際に必要な留意点を知る
	K	インターネットにつないだままにしないことの大切さを知る	インターネット端末から、個人情報が漏れたり犯罪の被害に遭ったりすることを防ぐ	個人情報が漏れたり犯罪の被害に遭ったりしないための防止策を知る
	L	危険なアプリの存在を知る	危険なアプリの存在を知り、インストールは大人とする	危険なアプリによる被害を知り、インストールの際に注意できる
	M	IDやパスワードの大切さを知る	IDやパスワードを、友達に貸したりしない	分かりやすいIDやパスワードは危険なことを理解する
	N	コンピュータウイルスがあることを知る	コンピュータウイルスがあることを知り、注意できる	コンピュータウイルスがあることを知り、感染を予防するための対策を知る

学年別年間指導計画

		4月	5月	6月	7月	
5年	道徳	内容	1-(1)生活習慣、思慮・反省、節度・節制	2-(2)思いやり・親切	2-(3)友情・信頼、助け合い	
		情報モラルとの関係	○健康を害するネット依存	○ネット上でも迷惑行為をしない ・悪口の書き込みをしない	○相手の状況を踏まえて情報発信する ・SNSのトラブル	
	Webサイトにある教材	「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」 ・教材①ネット依存(動画10分)	「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」 ・教材⑥SNS等のトラブル(動画10分) 「ネット社会の歩き方」 「ITサポート・さが」 ・タックン劇場	「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」 ・教材⑤SNS等のトラブル(動画10分) ・教材⑦うまく伝わったかな?(動画7分) 「NHK for school」スマホ・リアル・ストーリー		
	教科	内容	国語 「新聞を読む」	国語 「インタビューをする」		
		情報モラルとの関係	○社会への影響を考える ・発信する情報に責任を持つ ○著作権	○自分と異なる意見を大切に ・誹謗中傷しない		
		Webサイトにある教材	「はじめて学ぶ著作権」文化庁(スライド10分) 「コピーライト・ワールド～楽しく学ぼう著作権～」(パソコンでクイズに答える)	「ネット社会の歩き方」 ・おもしろ半分では無責任		
6年	道徳	内容	4-(4)勤労、社会奉仕、公共心	1-(1)生活習慣、思慮・反省、節度・節制	2-(4)寛容・謙虚	
		情報モラルとの関係	○ネットワークはみんなで共有している意識を持つ ・発信する情報の責任	○健康を害するネット依存	○相手の立場を考えて ・SNSのトラブル	
	Webサイトにある教材	「ネット社会の歩き方」 「ITサポート・さが」 ・タックン劇場	「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」 ・教材①ネット依存(動画10分)	「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」 ・教材⑤SNS等のトラブル(動画10分)		
	教科	内容	国語 「討論会」 「パンフレット作り」			
		情報モラルとの関係	○人に受け入れられやすい伝え方 ○著作権			
		Webサイトにある教材	「はじめて学ぶ著作権」文化庁(スライド10分) 「コピーライト・ワールド～楽しく学ぼう著作権～」(パソコンでクイズに答える)			
高学年	朝の会 帰りの会	オンラインゲーム等によるネット依存	チェーンメール・パトンの特徴 不正アクセスについて	オンラインゲーム等によるネット依存	大人名義のクレジットカードの使用 ネットいじめにつながる行為について フィルタリングの利点	

学年別年間指導計画

		9月	10月	11月	12月	
5年	道徳	内容 4-(4)勤労、社会奉仕、公共心	2-(2)思いやり・親切	2-(4)寛容・謙虚	4-(1)公德心、規則の尊重、権利・義務	
		情報モラルとの関 Web サイト にある 教材	○インターネットの公共性 ・発信する情報の責任	○ネット上での迷惑行為 ・掲示板への書き込み	○相手の影響を考えた適切なコミュニケーション ・メール、SNSのやりとり	○情報も大切さ ・個人情報 ・著作権
	教科	「 ネット社会の歩き方 」 ・ ネットで悪口は要注意 (スライド10分) 「 NHK for school 」スマホ・リアル・ストーリー ・ 送った写真のゆくえ	「 ネット社会の歩き方 」 ・ おもしろ半分は無責任 (スライド10分) 「 情報化社会の新たな問題を考えるための教材 」 ・ 教材⑦うまく伝わったかな? (動画7分)	「 ネット社会の歩き方 」 ・当番の仕事(スライド10分) 「 情報化社会の新たな問題を考えるための教材 」 ・ 教材⑤SNS等のトラブル (動画10分) ・ 教材⑦うまく伝わったかな? (動画7分)	「 ネット社会の歩き方 」 ・ 肖像権に気をつけて (スライド10分)	
		内容 「インターネットで調べる」		国語 「資料を使って説明する」	社会 「くらしを支える情報」	
		情報モラルとの関 Web サイト にある 教材	○インターネットの信憑性 ・情報の正確さを判断する		○情報には権利がある ・著作権	○インターネットの公共性 ・インターネットの利点 ・インターネットのリスク
		「 ネット社会の歩き方 」 ・Webサイトの情報を活用しよう(スライド10分)		「 はじめて学ぶ著作権 」文化庁(スライド10分) 「 コピーライト・ワールド～楽しく学ぼう著作権～ 」(パソコンでクイズに答える)	「 みんなのネット教室 」INEC 「 国民のための情報セキュリティサイトキッズ 」 総務省	
6年	道徳	内容 4-(1)公德心、規則の尊重、権利・義務		2-(2)思いやり・親切	1-(1)生活習慣、思慮・反省、節度・節制	
		情報モラルとの関 Web サイト にある 教材	○情報には権利がある ・著作権		○ネット上でも迷惑行為をしない ・掲示板への書き込み	○健康を害するネット依存
	教科	「 ネット社会の歩き方 」 「 はじめて学ぶ著作権 」文化庁(スライド10分) 「 コピーライト・ワールド～楽しく学ぼう著作権～ 」(パソコンでクイズに答える)		「 ITサポート・さが 」 ・ タックン劇場 「 情報化社会の新たな問題を考えるための教材 」 ・ 教材⑥SNS等のトラブル (動画10分)	「 情報化社会の新たな問題を考えるための教材 」 ・ 教材①ネット依存 (動画10分)	
		国語 「意見に説得力を持たせる資料を集める」	国語 「論評をさがしてよみ探して読み、紹介する」			
		情報モラルとの関 Web サイト にある 教材	○情報の正確さを判断する ・インターネットの情報を鵜呑みにしない	○著作権		
		「 ネット社会の歩き方 」 ・Webサイトの情報を活用しよう(スライド10分)	「 ネット社会の歩き方 」 「 はじめて学ぶ著作権 」文化庁(スライド10分) 「 コピーライト・ワールド～楽しく学ぼう著作権～ 」(パソコンでクイズに答える)			
高学年	朝の会 帰りの会	自作教材(短時間教材) インターネットの情報を鵜呑みにしない 不正請求や架空請求 いたずらによる書き込みでも犯罪につながる	いたずらによる書き込みでも犯罪につながる チェーンメール・バトンの特徴	著作権 違法なダウンロード SNS等でのトラブル	著作権 コミュニティサイトの危険性 違法なダウンロード 無線LANの危険性 写真の位置情報	

学年別年間指導計画

		1月	2月	3月	
5年	道徳	内容	4-(4)勤労、社会奉仕、公共心		
		情報モラルとの関係 Webサイトにある教材	<div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」 ・教材⑤SNS等のトラブル </div>	○ネットワークは共有のもの 「ネット社会の歩き方」 「ITサポート・さが」 ・タックン劇場	
	教科	内容	国語 「コミュニケーションの手段」		
		情報モラルとの関係 Webサイトにある教材	○相手の影響を考えた適切なコミュニケーション ・メール、SNSのやりとり 「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」 ・教材⑦うまく伝わったかな？ (動画7分)		
6年	道徳	内容	2-(2)思いやり・親切		
		情報モラルとの関係 Webサイトにある教材	<div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」 ・教材⑤SNS等のトラブル </div>	○ネット上でも迷惑行為をしない ・いたずらによる書き込みでも犯罪 「ITサポート・さが」 ・タックン劇場 「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」 ・教材⑥SNS等のトラブル(動画10分)	
	教科	教科			
		情報モラルとの関係 Webサイトにある教材			
高学年	朝の会 帰りの会	自作教材(短時間教材) チェーンメール・バトンの特徴 SNS等のトラブル	コミュニティサイトの危険性 チェーンメール・バトンの特徴	ウィルスについて 危険なアプリについて	

C

無線でインターネットにつなぐときに

Aさんは、友達から「インターネットを無料で利用できる場所がある」と教えてもらいました。Aさんはゲーム機を持ってその場所に行き、インターネットを楽しみました。



- ※ゲーム機もインターネットに接続できるものがあります。
- ※無線でつなぐ場合、危険なこともあります。

感じたことや考えたことを書いてみよう

役に立つサイト

○安心して無線LANを利用するために（総務省）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/lan/index.html

○i-フィルター（デジタルアーツ株式会社）

<http://www.daj.jp/cs/products/game/if3ds/>

無線LANの危険性

指導場面

朝の会，帰りの会 学級活動

指導のねらい

無線LAN接続の危険性を知り，注意できる。フィルタリングの有効性を知る。

発問の主旨

- ・個人情報や通信内容が知らない人に見られることにより，どのような問題が起こるか。
- ・家の外でインターネットを使うときには，どんなことに気をつければよいか。

指導する内容・考えさせるポイント

低学年

○ゲームの通信を，家の外で使うことは危険なこともある。

【説明の例】

- ・ゲーム機を使うときは，家で使いましょう
- ・通信するときは，家の人と一緒に使いましょう。

中学年

○パスワードなど設定しなくても，家の外でインターネットに接続できる時に，危険な場合がある。

【説明の例】

- ・個人情報や通信内容が見られる場合があります。
- ・通信するときは，家の人と一緒に使いましょう。
- ・危険を避ける仕組みがあります。家の人と話してみましよう。

高学年

○家の外で，パスワードなど設定しなくてもインターネットに接続できる時，危険な場合がある。

【説明の例】

- ・個人情報や通信内容が見られる場合があります。
- ・ウイルスなどに感染する場合があります。
- ・危険な接続を避けるために，フィルタリングが役に立ちます。
- ・ゲーム機の設定を，家の人と確認してみましよう。

無線でインターネットにつなぐときに

Aさんは、友達から「インターネットを無料で利用できる場所がある」と教えてもらいました。Aさんはゲーム機を持ってその場所に行き、インターネットを楽しみました。



※ゲーム機もインターネットに接続できるものがあります。
※無線でつながる場合，危険なこともあります。

感じたことや考えたことを書いてみよう

役に立つサイト

- 安心して無線LANを利用するために（総務省）
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/lan/index.html
- i-フィルター（デジタルアーツ株式会社）
<http://www.daj.jp/cs/products/game/if3ds/>

○無線LAN … ケーブルを使わずにインターネットに接続できる仕組み。Wi-Fi（ワイファイ）。

○フィルタリング … 違法・有害なウェブページへのアクセスを制限する機能。

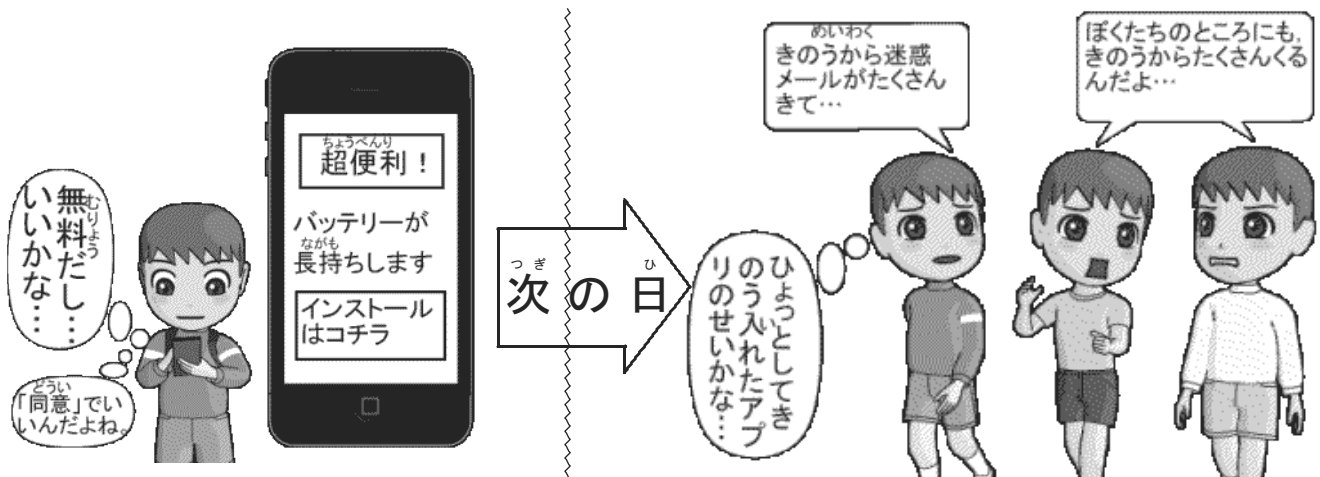
○携帯やスマホだけではなく，携帯型ゲーム機もフィルタリングできます。

（i-フィルター：DSは無料で）

○野良AP（のらアクセスポイント）…セキュリティを施さずに使用している無線LANのアクセスポイントのこと。

アプリを入れるときに

Aくんは、たまたま見つけたバッテリー長持ちアプリを、よく分からないまま「同意」のボタンを押してインストールしました。次の日から、大量の迷惑メールがとどくようになりました。電話帳に入っていた、友達にも、迷惑メールがとどくようになってしまいました。



※アプリには、個人情報^{こじんじょうほう}をぬきとるものがあります。

※自分だけではなく、友達^{ともだち}にまで迷惑^{めいわく}をかけることがあります

感じたことや考えたことを書いてみよう

○インストール時の「同意」を押す前に、「アプリケーションに許可^{きよか}する権限^{けんげん}」を確認^{かくにん}することが大切^{たいせつ}です。バッテリー長持ち^{ながもち}アプリで「電話帳^{でんわちよう}にアクセスする」などとあるのは、明らか^{あき}に不自然^{ふしぜん}です。

危険なアプリ

指導場面

朝の会，帰りの会 学級活動

指導のねらい

危険なアプリの存在について知り，インストールの際に注意できるようにする。

発問の主旨

- ・アプリを入れるときには，どんなことに注意すればよいか。
- ・一度流出した個人情報は，すぐに広まり，取り返せない。

指導する内容・考えさせるポイント

低学年

○スマートフォンのアプリには，危険なものもある。

【説明の例】

- ・自分だけでアプリを入れてはいけません。
- ・大切な情報が盗まれることがあります。

中学年

○スマートフォンのアプリには，個人情報を盗むなど，危険なものもある。

【説明の例】

- ・アプリを入れるときには，注意が必要です。
- ・危険なアプリを避けるための仕組みがあります。
- ・アプリは家の人と一緒に入れましょう。
- ・たくさんの人に迷惑をかけることがあります。

高学年

○スマートフォンのアプリには，個人情報を盗むなど，危険なものもある。

【説明の例】

- ・「同意」を押す前に，家の人に確認しましょう。
- ・危険なアプリを避けるために，フィルタリングが役に立ちます。
- ・電話帳に入っている人にも迷惑をかけることがあります。
- ・個人情報は業者によって広まり，取り返せません。

アプリを入れるときに

Aくんは，たまたま見つけたバッテリー長持ちアプリを，よく分からないまま「同意」のボタンを押してインストールしました。次の日から，大量の迷惑メールがとどくようになりました。電話帳に入っていた，友達にも，迷惑メールがとどくようになってしまいました。

※アプリには，個人情報をぬきとるものがあります。
※自分だけではなく，友達にまで迷惑をかけることがあります

感じたことや考えたことを書いてみよう

役に立つサイト

○インストール時の「同意」を押す前に，「アプリケーションに許可する権限」を確認することが大切です。バッテリー長持ちアプリで「電話帳にアクセスする」などとあるのは，明らかに不自然です。

家庭との連携モデル

【情報モラル通信】

- 情報モラル通信の内容について
- 情報モラル通信に記載する内容の例
- 情報モラル通信 第1号, 第2号, 第3号
- 情報モラル通信 第4号以降の例（枠）

【学校のWebサイト】

- Webサイトの構成, 内容

【一斉送信メールの例】

- 「まちcomi」のシステムについて

情報モラル通信の内容

1号…全体的なこと

- ・情報モラルとは
- ・実態
- ・チェック表

2号…特に家庭での話合いについて重点を置いた内容

3号～…学校での情報モラル教育への取組の様子と特集

- ・下記の特集例から選択

【特集例】

- A 違法なダウンロード
- B フィルタリング
- C 無線LANの危険性
- D いたずらによる書き込み
- E SNSによるトラブル
- F コミュニティサイトの危険性
- G 不正請求や架空請求
- H チェーンメールやバトン
- I ネット依存の危険
- J 写真の位置情報
- K 個人情報の流出につながる行為
- L 危険なアプリ
- M 不正アクセス
- N ウィルスについて

- ・ 学校での情報モラル教育への取組の様子
- ・ 情報社会での事件やトラブル
- ・ アンケート結果 等

- ・ 新しい情報機器やサービスの特性に関して保護者に知ってほしい情報（『情報モラル通信に記載する内容《資料1》.jtd』から選択）

無線LANの危険性

スマートフォンや携帯型ゲーム機は無線LAN（Wi-Fi）でインターネットに接続できます。パスワードを入力しなくても接続できる無線LANの中には、通信内容を盗み取ることを目的としたものもあります。そのような無線LANの利用によって氏名や住所、電話番号、クレジットカードの情報等の個人情報盗まれて悪用されたりする恐れがあります。

- ・ フィルタリングを利用すると、このような危険を回避することができます。
- ・ 外出先で安易に無線LANに接続しないようにしましょう。

児童の安全なインターネット利用のために

- ・ お子さんのインターネット利用の様子でお気づきになったこと、ご意見、ご要望、ご相談などをご記入ください。

----- き り と り -----

情報担当教員 宛

- ・ 保護者からの返信

学校のWebサイト

【学校のWebサイトの構成】

◎情報モラル通信

○各号へ

情報モラル通信の
バックナンバー

◎児童の安全なインターネット利用のために

○フィルタリング

- ・フィルタリングが必要なわけ
 - ≫携帯電話, スマートフォン, タブレット
 - >携帯電話会社のフィルタリング
 - >Wi-Fiを利用する場合
 - ≫携帯型ゲーム機
 - >機種ごとのフィルタリング
 - ≫パソコン
 - ≫携帯音楽プレイヤー

保護者に知ってほ
しい情報

○家庭のルール

- ・ルールが必要なわけ
 - ≫ルールの作り方
 - ≫ルールの具体例

○知っておきたい機器やサービスの特徴

- ・違法コンテンツ, 有害コンテンツ
- ・コミュニケーションの変化
- ・プライバシーの保護とセキュリティ対策

相談窓口

◎相談窓口

The screenshot shows a web browser window with the URL <http://cm.joso-edu.local/mitsukaido-e/index.cfm/1.0.20.html>. The page title is '情報モラル - 常総市立水海道小学校'. The main content area is titled '情報モラル' and contains several links: 'フィルタリングが必要なわけ', 'フィルタリングの方法', '家庭のルールの作り方', '家庭のルールの具体例', and '問い合わせ先'. Below this is a section '関連するカテゴリー' with links to '情報モラル通信' and '知っておきたい機器やサービスの特性'. The left sidebar contains a navigation menu with items like '学校概要', '学校行事', '学校便り', '学年便り', '歴史の部屋', '地域自慢', '金管バンド', and '情報モラル'.

実際に作成した学
校のWebページ

学校概要	ホーム > 情報モラル > 知っておきたい機器やサービスの特性
学校行事	知っておきたい機器やサービスの特性
学校便り	違法なダウンロード
学年便り	フィルタリング
歴史の部屋	無線LANの危険性
地域自慢	いたずらによる書き込みでも犯罪
金管バンド	SNSによるトラブル
情報モラル	不正請求や架空請求
	コミュニティサイトの危険性
情報モラル通信	ネット依存の危険
知っておきたい機器やサービスの特性	チェーンメールやバトン
	写真の位置情報
	個人情報の流出につながる行為
	不正アクセス
	危険なアプリ
	ウイルスについて

新しい情報機器やサービスの特性に関して、保護者に提供する情報（情報モラル通信にも掲載する）

以下、新しい情報機器やサービスの特性に関すること以外にWebサイトに掲載する内容

フィルタリングが必要なわけ

・安全意識はあっても、いつの間にか危険なWebサイトにたどり着いてしまうことがあります。

(例)・出会い系サイト・闇サイト・家出サイト・自殺サイト・学校裏サイト・裏掲示板
・ワンクリック詐欺サイト・違法なダウンロードサイト…

・フィルタリングを利用すれば、安全にインターネットを利用することができます。

・子どもたちは、見られるサイトや使えるアプリを制限されると、「なぜ制限されたのか」を考えるようになります。そうすることで、何が危険で何が危険ではないかを判断することができるようになります。

※はじめからサイトもアプリも使い放題では、危険を回避する力は身に付きません。

※携帯型ゲーム機や携帯型音楽プレーヤーもスマートフォンと同じようにインターネットを利用できるものがあります。フィルタリングが必要です。

フィルタリングの方法

○携帯電話，スマートフォン，タブレット場合

[NTTドコモ](#) [au](#) [SoftBank](#)

○ゲーム機の場合

[ニンテンドー3DS](#) [Wii U](#) [PlayStation®Vita](#) [PlayStation®Portable](#) [PlayStation®4](#) [xbox](#)

○携帯音楽プレーヤーの場合

iPod touch ウォークマン…「[i-フィルター for Android](#)」か「[ウイルスバスター モバイル](#)」での対応（有料）になります。

○パソコンの場合

[ファミリーセーフティー](#)

家庭のルール作り方

- ① 具体的で守りやすいルールにする
きちんと守れるルールを作ることが大切です。
- ② 話し合っで決める
一方的に押し付けるのではなく、なぜルールが必要なのかを理解させます。
- ③ ルールを二重構造にしておく
もしルールを守れなかった場合どうするかを決めておくと、ルールを守る責任が生まれます。
- ④ ルールは紙面化する
口約束ではなく紙面化し、いつでも確認できるようにするとともに定期的に見直せるようにします。

ルールの具体例

- ・困ったときにはすぐに相談する
- ・利用する時間を決める
- ・利用する場所を決める
- ・暗証番号は親が管理する
- ・サイトに登録する場合は事前に親に相談する
- ・お金がかかる場合は事前に相談する
- ・名前や顔写真、学校名などは書き込まない
- ・知らない人のメールに返信しない
- ・他人の悪口を書き込まない
- ・月に1度、利用状況を保護者と確認する
- ・ルールを破ったら、一時利用禁止とする 等

参考

[「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」\(内閣府\)](#)

[「青少年のインターネット利用環境づくりハンドブック」\(内閣府\)](#)

[「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」リーフレット\(文部科学省\)](#)

[「健全なインターネット活用ができる青少年を育てるためのパンフレット」\(内閣府・総務省・経済産業省\)](#)

[「電気通信サービスQ&A」\(総務省\)](#)

関連法令

[青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律](#)

[児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律](#)

[私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律](#)